

報告第14号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年10月30日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成25年9月11日、大田原市本町1丁目3番19号地先 市道本町102号線で発生した公用車の事故について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 184,608円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し車両損害額184,608円を支払う。
- (2) 相手方は、大田原市に対し車両損害額13,887円を支払う。
- (3) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前2項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所

氏名